

平成28年 4月1日

各 位

行 田 市

### 市発注工事等の受注者の方へ

本市では、建設工事等の発注にあたり地域経済の活性化等の観点から、できる限り市内業者の受注機会の確保に努めております。

また、行田市建設工事標準約款において、下請負人等についても市内業者から選定するよう努めていただく旨定めております。

つきましては、市内業者の活用を推進する本市の考え方にご理解をいただき、下記についてご配慮いただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 下請発注における市内業者の活用

下請契約を締結する場合には、市内に本店又は建設資材を製造する工場を有する者の中から選定するよう努めてください。

#### 2 工事材料及び物品の購入又は機械等の借上げにおける市内業者の活用

工事材料及び物品の購入又は機械等の借上げの契約を締結する場合には、市内業者から選定するよう努めてください。

#### 3 下請契約の適正な履行

下請契約を締結する際は、適切な価格で契約するとともに、労働者への適切な賃金の支払いに特段のご配慮をお願いします。

#### 4 社会保険への加入及び法定福利の適切な支払いの徹底

社会保険への加入及び法定福利の適切な支払いを徹底するとともに、元請業者として「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づき、下請業者の指導をお願いします。